

## プレスリリース

株式会社サンボードが販売した特殊加工化粧合板における  
JAS法違反について

平成 19 年 5 月 16 日

住宅局建築指導課  
住宅生産課

## 1. 農林水産省からの情報等（別添 1 参照）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）を所管する農林水産省から、株式会社サンボード（以下「サンボード社」という。）が販売した特殊加工化粧合板の一部にJAS法違反があったとの連絡がありました。

違反の内容は、サンボード社がJAS認定工場で当該合板の製造及びJASマークの貼付を本来行うべきところを、一部の合板についてJAS認定工場以外の工場（以下「委託先工場」という。）において製造及びJASマークの貼付を行い、販売していたというものです。

なお、農林水産省からは、サンボード社及び委託先工場について以下の情報を得ています。

- ① 委託先工場により製造された特殊加工化粧合板は、全てサンボード社から主な材料である台板、樹脂を受取り製造したもので、納品先は全てサンボード社であること。
- ② JAS法違反の対象となった特殊加工化粧合板（以下「JAS法違反合板」という。）について、（独）農林水産消費安全技術センターがJAS法で定められた数の抜き取りサンプル調査を行った結果、JAS規格の性能を満たしていたこと。
- ③ サンボード社がJASの格付け時に行ってきたサンプル検査においては、JAS法違反合板もサンボード製の合板と同様に扱い、その検査自体は適正に行われていたこと。

また、サンボード社からの情報によると、当該JAS法違反合板の用途は、家具等が主とのことですが、このうち一部については建築基準法のシックハウス規制の対象となる作りつけ家具等にも使用されているとのこと。

## 2. 住宅・建築物への影響

## (1) 建築基準法上の影響

建築基準法のシックハウス規制では、居室の内装の仕上げについてホルムアルデヒド放散量に関する建築材料の基準として一定のJAS規格に適合すること等を求めており、当該合板がJAS法違反となることにより建築基準法違反となる可能性があります。

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）上の影響

品確法に基づく住宅性能評価においては、ホルムアルデヒド発散等級における住宅の性能が評価書どおりとなっていない可能性があります。

3. 国土交通省の対応

これらを受け、国土交通省として次の措置を講じます。

(1) 農林水産省への要請

以下について農林水産省に申し入れ。

- ① J A S法違反合板の製造者に対して流通経路の確認と利用者に対する情報提供等の必要な対策の実施及び製造者等としての責任ある対応をするよう指導を行うこと。
- ② J A S法違反合板の性能について、更なる情報提供をすること。
- ③ J A Sの信頼性が損なわれないよう、万全の再発防止措置を講じること。

(2) 住宅・建築事業者等への措置

住宅・建築関連業界団体等に対して情報提供しJ A S法違反合板が使用されないよう注意喚起するとともに、消費者への情報提供についても要請。

(3) 地方公共団体等への措置

確認審査を実施する地方公共団体及び指定確認検査機関に対して、J A S法違反合板に関する情報（別添2参照）を情報提供し、建築物の確認審査等において適切な対応を行うよう依頼。

(4) 登録住宅性能評価機関への措置

住宅性能評価を実施する登録住宅性能評価機関に対して、情報提供を実施。

(5) 消費者への情報提供

- ・ 消費者保護の観点から（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターに相談窓口を設置。なお、サンボード社も、相談窓口を設置。

【参考】相談窓口

株式会社サンボード 品質管理課  
電話番号：0587-32-7137  
<受付時間>土曜、日曜、祝日を除く  
午前9時～午後5時

（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
電話番号：03-3556-5147  
<受付時間>土曜、日曜、祝日を除く  
午前10時～12時、午後1時～5時

<問い合わせ先>

住宅局建築指導課 佐藤、山口（内線 39538）03-5253-8514  
住宅生産課 原田、天田（内線 39422）03-5253-8512

プレスリリース

平成19年5月16日  
農 林 水 産 省

株式会社サンボードにおける特殊加工化粧合板の不適  
正な格付及び格付の表示に対する改善命令等について

◎概 要

- 1 合板のJAS認定製造業者である株式会社サンボード（所在地：愛知県稲沢市稲島町八反田3741-4。以下「サンボード」という。参考1参照）が販売する特殊加工化粧合板について、（※）旧JAS法に違反する疑義が生じたことから、農林水産省東海農政局及び独立行政法人農林水産消費技術センター（現：独立行政法人農林水産消費安全技術センター。以下「センター」という。）名古屋センターが立入検査を行いました。
- 2 その結果、サンボードはJAS認定工場ではない製造委託先に、自社が販売する特殊加工化粧合板の一部について、製造及び格付の表示（JASマークの貼付）を行わせ、格付を行っていたことを確認しました。
- 3 このため、本日、サンボードに対して、旧JAS法第19条の2の規定に基づき、不適正な格付及び格付の表示は行わないよう改善及び格付の表示の除去又は抹消の命令（別紙1参照）を行いました。

※平成17年6月改正前のJAS法。  
サンボードは、旧JAS法に基づく認定工場。

1 経 過

- (1) サンボードが販売する特殊加工化粧合板について、旧JAS法に違反する疑義が生じたことから、平成19年3月2日、農林水産省東海農政局及びセンター名古屋センターが立入検査を行いました。
- (2) その結果、サンボードは、平成16年7月から平成19年2月までの間、JAS認定工場ではない製造委託先に、約84,000枚の特殊加工化粧合板（参考2参照）について、製造及び格付の表示（JASマークの貼付）を行わせ、自社が製造した特殊加工化粧合板と同様に格付を行っていました。
- (3) サンボードの製造委託先が製造した特殊加工化粧合板について、センターがサンプリングを行い検査した結果、JAS規格の性能を満たしていませんでした。
- (4) なお、JAS規格の性能を満たす製品であっても、JAS認定工場ではない工場が製造した製品は、JAS規格製品とは認められません。

2 措 置

サンボードが行った格付及び格付の表示は、旧JAS法第18条第1項（別紙2参照）の規定に違反することから、旧JAS法第19条の2の規定に基づき、サンボードに対して、改善及び格付の表示の除去又は抹消の命令を行いました。

問い合わせ先：消費・安全局 表示・規格課  
担当者：藤井、小倉  
電 話：03-3502-8111（内4486）  
夜間直通：03-6744-2101  
当プレスリリースのホームページ掲載先URL  
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

※ 本件について、東海農政局でも同様のプレスリリースを行っています。

## 株式会社サンボードに対する改善命令等の内容

- 1 株式会社サンボードの認定工場が、日本農林規格により製造した製品に対してのみ格付及び格付の表示を適正に行うこと。
- 2 株式会社サンボードが、不適正な格付及び格付の表示を行った主たる原因として、株式会社サンボードの格付業務に対する認識が欠如していたこと及びチェック体制の不備と考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、不適正な格付及び格付の表示の再発防止対策を行うこと。
- 4 株式会社サンボードが、不適正な格付及び格付の表示を行い販売した製品について、直ちに格付の表示を除去又は抹消すること。  
また、消費者等からの問合せ等について、適切な対応を講ずること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、平成19年6月18日までに農林水産大臣あて提出すること。

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律  
(昭和25年5月11日法律第175号) (抜 粋)

(製造業者等の行う格付)

第十五条 農林物資の製造又は加工(調整又は選別を含む。以下同じ。)を業とする者(以下「製造業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。(以下、省略)

(格付の表示の禁止)

第十八条 都道府県、センター、登録格付機関及び登録外国格付機関以外の者は、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 認定製造業者が第十五条第一項又は第三項の規定に基づき、その製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合  
(以下、省略)

(改善命令等)

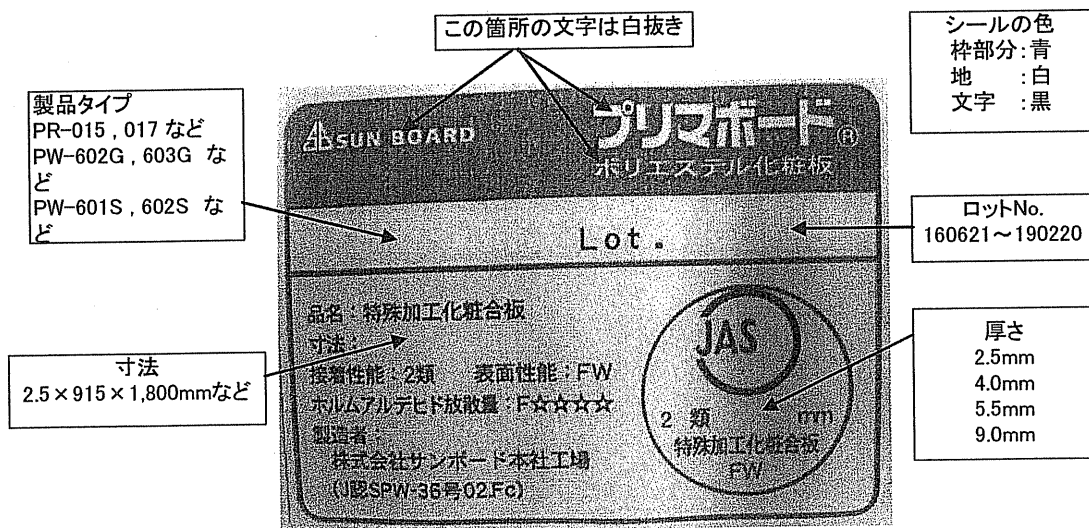
第十九条の二 農林水産大臣は、登録格付機関の行う第十四条第一項の規定による格付(格付の表示を含む。)、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項の規定による格付(認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項までの規定による格付の表示を含む。)、認定小分け業者の行う第十五条の六第一項の規定による格付の表示又は認定輸入業者の行う第十五条の七第一項の規定による格付の表示が適当でないとき、当該登録格付機関、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

## 株式会社サンボードの概況

代 表 者	代表取締役 安達 學
本 社	愛知県稲沢市稲島町八反田3741番地の4
設 立	平成元年12月
業 務 内 容	化粧合板の製造及び販売

格付の表示の除去又は抹消の命令の対象となる製品

製造者	株式会社サンボード本社工場		
表示方法	下記シールの表示により出荷された製品		
商品名	プリマボード		
品名	特殊加工化粧合板		
接着性能	2類		
表面性能	FW		
ホルムアルデヒド放散量	F☆☆☆☆		
JAS認定番号	J認SPW-36号02. Fc		
製品ロットNo.	160621~190220		
販売期間	平成16年7月から平成19年2月		
数量	83,569枚		
製品のタイプ	①単色メタリック調艶消タイプ (PR-017など) ②木目調Sタイプ (PW-601Sなど) ③木目調Gタイプ (PW-601Gなど) ④木目調Wタイプ (PW-601Wなど)		
寸法 (工場出荷時)	厚み	巾	長さ
	2.5mm 4.0mm 5.5mm 9.0mm	915mm (3尺)  1,225mm (4尺)	1,825mm (6尺) 2,145mm (7尺) 2,435mm (8尺)



※連絡先  
株式会社サンボード 相談窓口 (品質管理課)  
電話番号 0587-32-7137  
(受付時間 9:00~17:00)

### JAS法違反の対象となる製品概要

製造者	株式会社サンボード		
表示方法	下記シールの表示により出荷された製品		
商品名	プリマボード		
品名	特殊加工化粧合板		
接着性能	2類		
表面性能	FW		
ホルムアルデヒド放散量	F☆☆☆☆		
JAS認定番号	J認SPW-36号02. Fc		
製品ロットNo.	160621~190220		
販売期間	平成16年7月から平成19年2月		
数量	83,569枚		
製品のタイプ	①単色メタリック調艶消タイプ (PR-017、) ②木目調Sタイプ (PW-601S、) ③木目調Gタイプ (PW-601G、) ④木目調Wタイプ (PW-601W、)		
寸法	厚み	巾寸法	長さ寸法
	2.5mm	915mm (3尺) 1,225mm (4尺)	1,825mm (6尺)
	4.0mm		2,145mm (7尺)
	5.5mm		2,435mm (8尺)
	9.0mm		

※ JAS 法違反製品に出荷段階で貼付されたシールのイメージ

この箇所の文字は白抜き

製品タイプ  
PR-015、017、など  
PW-602G、603Gなど  
PW-601S、602Sなど  
PW-621W、622Wなど

寸法  
2.5 × 915 ×  
1,825mm など

シールの色  
枠部分：青  
地：白  
文字：黒

ロットNo.  
160621  
~190220

厚さ  
2.5、4.0、  
5.5、9.0mm

SUN BOARD プリマボード®  
ポリエステル化粧合板

Lot.

品名：特殊加工化粧合板  
寸法  
接着性能：2類 表面性能：FW  
ホルムアルデヒド放散量：F☆☆☆☆  
製造者：  
株式会社サンボード本社工場  
(J認SPW-36号02.Fc)

JAS  
2類 mm  
特殊加工化粧合板  
FW